

令和 7 年度第 1 回

中標津町地域公共交通活性化協議会

議案

日時：令和 7 年 7 月 2 日（水） 10：30～

場所：中標津町役場 3 階 301 会議室

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局
（中標津町町民生活部生活課）

【報告事項】

報告第 1 号	書面会議の議決結果について・・・・・・・・・・	1
報告第 2 号	地域公共交通利便増進計画策定事業補助金について・・・・・・・・	2
報告第 3 号	運賃協議部会の協議内容について・・・・・・・・・・	5

別紙資料（報告事項分）

【議案事項】

議案第 1 号	令和 6 年度事業報告及び収支決算報告について・・・・・・・・	9
議案第 2 号	令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について・・・・・・・・	12
議案第 3 号	中標津町内バス路線再編に伴う運賃設定について・・・・・・・・	15

別紙資料（議案事項分）

報告第1号 書面会議の開催結果について

中標津町地域公共交通活性化協議会
会 長 遠 藤 俊 勝

令和7年度中標津町地域公共交通活性化協議会 書面会議開催結果について

令和7年6月6日付で書面にて開催しました標記協議会につきまして、下記のとおり議決結果を報告いたします。

記

1 議決結果

委員 23名中 回答 21名 未回答 2名

	承 認	不承認
議題 令和8年度地域内フィーダー 系統に関する計画認定申請に ついて	21	0

中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項より、本議題は可決となりました。

2 その他

上記議題が可決されたため、令和8年度地域内フィーダー系統補助認定申請書類について、運輸局を通じ国へ提出しております。

報告第2号 地域公共交通利便増進計画策定事業補助金について

様式第5-2(日本産業規格A列4番)

北交企第10号-3
令和7年5月19日

中標津町地域公共交通活性化協議会
会長 遠藤 俊勝 殿

北海道運輸局長
(公印省略)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業))交付決定通知書

令和7年4月1日付けで申請のあった「令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業))」については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)
2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	4,950,000 円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	1,856,000 円		

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第5-2 別紙

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)交付決定事業)

補助対象事業者名 中標津町地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 中標津町地域公共交通 利便増進計画策定業務 【内容】 ・実証運行 ・地域公共交通利便増 進実施計画策定 ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 令和8年3月31日	4,950,000	1,856,000

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業)

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）
- 補助率：1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画))

地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

○計画の効果な活用のために必要な視点

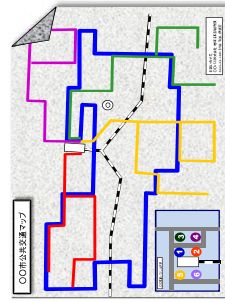
- ①地域戦略との一体性の確保
(まちづくり、医療・福祉、観光等との連携)
- ②モード間連携や多様な輸送サービスの活用
- ③地域の多様な関係者の協働
- ④交通圏全体を見据えた広域的な連携
- ⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援 (利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業)

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）
- 補助率：1/2
- 補助対象期間：5年間

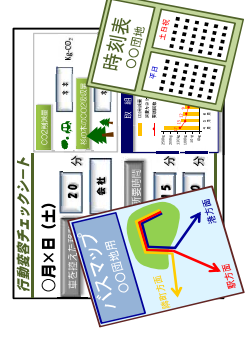
支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成



ワークショップの開催



モビリティマネジメントの実施

報告第3号 運賃協議部会の協議内容について

1. 運賃部会設置の経緯

- ・令和5年10月1日付けで施行された改正道路運送法により、事業者が運行するバス路線の運賃について協議運賃を定める場合は、活性化協議会とは別に、運賃協議会を設置することが必要となりました。
- ・当町で運行している中標津市内線及び中標津空港線の運賃について協議するため、運賃協議部会を設置しています。
(令和7年3月開催の活性化協議会にて承認)
※なお、協議の際は独占禁止法の抵触を避けるため、1事業者ごとに個別協議が必要とされています。
- ・町営バス路線（自家用有償旅客運送）の運賃については、引き続き、活性化協議会の中で協議を行います。

2. 運賃協議部会構成員（道路運送法第9条第4項に規定）

	所属	役職	氏名
1	中標津町町民生活部	部長	石垣 敏
2	阿寒バス株式会社	営業本部長	須田 広伸
3	根室交通株式会社	取締役統括本部長	秋穂 智久
4	北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	佐藤 彰也
5	中標津町全町内会連合会	副会長	端 裕子

3. 中標津市内線（南線）の運賃改定について（令和7年5月14日 部会実施）

- ・阿寒バス株式会社にて運行している「中標津市内線」について、令和7年10月より路線再編を行い、実証運行を行う予定です。
- ・再編後の市内線は3路線（南線・東線・西線）となり、阿寒バス（株）は南線を運行するため、南線の運賃について協議するため実施。
- ・阿寒バス（株）の運賃協議となるため、根室交通（株）を除く4者にて実施。
- ・燃料価格高騰や運転手不足等の社会変化を踏まえ、持続可能な運行を確保することを目指し、路線再編と併せた運賃改定について協議。
- ・改定の内容は下記のとおりですが、部会員の承認により可決となり、部会における協議が調った「証明書」を阿寒バス（株）へ発行しています。

4. 運賃改定の内容

ア. 運賃（定額制）

種類	現行	改定後
大人 (中学生以上)	160 円	<u>200 円</u>
小人 (6 歳以上小学生以下)	80 円	<u>100 円</u>

イ. 割引運賃

- ① 障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳提示者
大人・小人運賃の半額
- ② 6 歳未満
無料（但し、1 歳以上 6 歳未満の小児については、旅客 1 人につき
1 人まで）

ウ. 乗継運賃

乗車証明書（仮称）を乗継利用者へ交付し、運転手へ提示し 100 円割引

5. 運賃改定予定日

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年5月14日付け中標津町地域公共交通活性化協議会運賃協議部会において、阿寒バス株式会社が運行する路線バスに係る事項に関し、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線
中標津市内線 南線
2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ア. 運賃（定額制）
 - ① 大人（中学生以上） 200 円
 - ② 小人（6歳以上小学生以下） 100 円
 - イ. 割引運賃
 - ① 障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳提示者
大人・小人運賃の半額
 - ② 6歳未満
無料（但し、1歳以上6歳未満の小児については、旅客1人につき1人まで）
 - ウ. 乗継運賃
乗車証明書（仮称）を乗継利用者へ交付し、運転手へ提示し100円割引
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件特になし
4. 実施予定日
令和7年10月1日（水）

令和7年5月27日

中標津町地域公共交通活性化協議会
運賃協議部会 部会長 石垣 敏

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年5月14日付け中標津町地域公共交通活性化協議会運賃協議部会において、阿寒バス株式会社が運行する路線バスに係る事項に関し、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線

中標津市内線 南線

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

ア. 運賃（定額制）

① 大人（中学生以上） 200 円

② 小人（6歳以上小学生以下） 100 円

イ. 割引運賃

① 障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳提示者

大人・小人運賃の半額

② 6歳未満

無料（但し、1歳以上6歳未満の小児については、旅客1人につき1人まで）

ウ. 乗継運賃

乗車証明書（仮称）を乗継利用者へ交付し、運転手へ提示し半額割引

乗継運賃一覧

種 類	通常運賃	乗継運賃
大人（中学生以上）	200 円	100 円
大人（中学生以上）割引運賃①対象者	100 円	50 円
小人（6歳以上小学生以下）	100 円	50 円
小人（6歳以上小学生以下）割引運賃①対象者	50 円	30 円

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
特になし

4. 実施予定日

令和7年10月1日（水）

令和7年5月27日

中標津町地域公共交通活性化協議会
運賃協議部会 部会長 石垣 敏

令和 6 年度事業報告

1 会議の開催

(1) 第 1 回

- 日時 令和 6 年 6 月 20 日 (木)
- 場所 中標津町役場 3 階 301 会議室
- 議題
- ・ 令和 5 年度事業報告及び収支決算報告について
 - ・ 令和 6 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について
 - ・ 令和 7 年度地域内フィーダー系統に関する計画認定申請について
 - ・ 中標津町地域公共交通網の見直しについて

(2) 第 2 回

- 日時 令和 6 年 12 月 4 日 (水)
- 場所 中標津町役場 3 階 301 会議室
- 議題
- ・ 中標津町地域公共交通網の見直しについて
 - ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

(3) 第 3 回

- 日時 令和 7 年 3 月 14 日 (金)
- 場所 中標津町役場 3 階 301 会議室
- 議題
- ・ 中標津町地域公共交通計画の評価等について
 - ・ 運賃協議部会の設置について

※会議の他、町内バス路線再編に向けた事業者との協議、アドバイザーとの打ち合わせを実施。

中標津町地域公共交通活性化協議会 令和6年度収支決算報告書

(単位 円)

歳 入 予 算				
科目	当初予算額	決算額	比較	備考
繰越金	24,370	24,370	0	前年度繰越金
雑入	630	14	△ 616	決算利息
合 計	25,000	24,384	△ 616	

(単位 円)

歳 出 予 算				
科目	当初予算額	決算額	比較	備考
事務費	25,000	0	△ 25,000	協議会運営に係る事務用品 (支出なし)
予備費	0	0	0	
合 計	25,000	0	△ 25,000	

差引残高 (収入) 24,384 - (支出) 0 = 24,384円 を次年度へ繰越

監 査 報 告 書

令和6年度収支決算報告書により、帳簿その他関係書類について監査を実施したところ、適正に執行されていることを認めます。

令和7年6月20日

監 事 渡 邊 幸 宏



監 事 二 瓶 隆 司



令和7年度事業計画（案）

1 会議の開催

（1）書面会議

日時 令和7年6月6日（金）～6月25日（水）

議題 令和8年度地域内フィーダー系統に関する計画認定申請について

※書面会議については、8月ごろに第2回の実施を予定。

議題：町営バス運行に係る自家用有償旅客運送登録更新について

（2）対面会議

第1回

日時 令和7年7月2日（水）

場所 中標津町役場 3階 301会議室

議題

- ・書面会議の議決結果について
- ・運賃協議部会の協議内容について
- ・令和6年度事業報告及び収支決算報告について
- ・令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・中標津町内バス路線再編に伴う運賃設定について

○10月からの町内バス路線再編に向けた住民説明会

8月頃の開催を予定

第2回

日時 12月ごろ

議題

- ・中標津町地域公共交通計画変更審議
- ・利便増進計画審議
- ・地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価 等

第3回

日時 令和8年2月ごろ

議題

- ・利便増進計画認定報告
- ・令和8年度地域内フィーダー系統に関する計画変更申請
- ・令和7年度事業の評価 等

※会議の開催回数、開催方法（対面、書面）、議題の内容は、事業の進捗状況により変更となる場合があります。

2 交通計画に掲載している各施策

次ページ表のとおり

目標ⅰ：中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

施策①：中標津市内線の利便性向上に向けた見直し

実施内容…見直し内容の検討

実施主体…中標津町、バス事業者 など

施策②：市街地内における移動機会の確保に関する方策の検討・導入

実施内容…代替移動支援策の内容検討、スキーム作成

実施主体…中標津町、ハイヤー事業者 など

目標ⅱ：自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保

施策③：デマンド型交通への見直し

実施内容…運行内容の検討

実施主体…中標津町、ハイヤー事業者 など

施策④：デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用

実施内容…交通事業者との協議、庁内調整

実施主体…中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など

目標ⅲ：市街地－計根別地区間における下校便等の確保

施策⑤：市街地－計根別地区間における下校便の運行

実施内容…広域バス路線のダイヤ改正により確保された下校便バスの運行

実施主体…中標津町、バス事業者

施策⑥：各種公共交通の接続性の確保

実施内容…各種公共交通間における接続性を確保した時刻設定の検討・実施
接続拠点における案内機能強化

実施主体…中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など

目標ⅳ：公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

施策⑦：各種公共交通における運行情報の適切な情報提供の実施

実施内容…公共交通マップの作成・提供の検討

実施主体…中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など

施策⑧：中標津町交通センターにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施

実施内容…GTFS データの更新もしくは作成、バスロケーションシステムの構築検討

実施主体…中標津町、バス事業者 など

施策⑨：持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化

実施内容…公共交通施策の実施・推進状況の評価・検証

実施主体…中標津町地域公共交通活性化協議会

中標津町地域公共交通活性化協議会 令和7年度収支予算（案）

（単位 円）

歳 入 予 算				
科目	当初予算額	前年度予算額	比較	備考
負 担 金	3,094,000	0	3,094,000	町負担金
国 庫 補 助 金	1,856,000	0	1,856,000	地域公共交通利便増進計画策定事業補助金（5/19交付決定）
繰 越 金	24,384	24,370	14	前年度繰越金
雑 入	16	630	△ 614	決算利息
合 計	4,974,400	25,000	4,949,400	

（単位 円）

歳 出 予 算				
科目	当初予算額	前年度予算額	比較	備考
事 務 費	22,090	25,000	△ 2,910	協議会運営に係る事務用品購入
事 業 費	4,950,000	0	4,950,000	地域公共交通利便増進計画策定業務委託料
手 数 料	2,310	0	2,310	振込手数料（@770円×3回）
合 計	4,974,400	25,000	4,949,400	

議案第 3 号 中標津町内バス路線の再編に伴う運賃設定について

1 中標津市内線の再編内容について（循環路線効率化）

（1）現状

- ・阿寒バス(株)が市街地全体を大きく循環する形で運行しておりますが、所要時間の長さ等の課題があり、効率化と利便性向上に向けた路線の見直しを行っています。

（2）再編案の概要（路線図・時刻表別紙）

路線名	便数	所要時間	主な経由地	運送事業者
南線	13 便 (循環)	28 分	交通センター～東団地～フレスポ ～白樺団地～東武・町立病院～交通 センター	阿寒バス（株） 運賃について、 <u>運賃部会</u> で協議
東線	6.5 便 (往復)	24 分	明生～東中団地～役場～交通セン ター～東武・町立病院	町営 運賃について、 <u>活性化協議会</u> で 協議
西線	6.5 便 (往復)	25 分	りんどう園～川西・西町～泉団地～ 交通センター～東武・町立病院	

- ・現在の 1 路線で大きく循環する形から、3 路線に分けて運行。
- ・路線分割によりコンパクト化し、1 便当たりの所要時間を約 30 分に短縮化するとともに、1 日の運行便数を増便し利便性を向上。
- ・3 路線とも、需要の高い「東武・町立病院・高校」を経由。
- ・運行に当たっては、運転手及び車両が限られているため、南線を阿寒バス、東線・西線を町営バスにて運行。
- ・運転手の労働時間上限を踏まえ、土日祝日・年末年始を除いた平日の運行。

2 町営バス路線の再編内容について（郊外路線デマンド化）

（1）現状

- ・中標津町が主体となり、日東交通(株)に運行委託し、俣落線・武佐線・養老牛線の 3 路線を運行しています。
- ・郡部から市街地（計根別）へ輸送する形で運行していますが、農村部特有の散居形態や、バス停から自宅までの距離が遠いなどの理由から、利用者が少ない状況にあり、予約に応じて利用者の自宅付近まで送迎を行うことが可能なデマンド交通への転換を行います。

(2) 再編案の概要（路線図・時刻表別紙）

路線名	便数		所要時間	主な運行区域	運送事業者
	通学便	通常便			
武佐線	2 便	2 便 (週 2 日)	約 45 分	北中（一部）、俵橋（一部）、 武佐、開陽	町営 運賃について、 <u>活性化協議会</u> で協議
俣落線	2 便	2 便 (週 2 日)	約 55 分	青葉台、俣落、西竹（一部）	
養老牛線	2 便	2 便 (週 1 日)	約 90 分	計根別（一部）、西竹（一部）、 養老牛、上標津	

○通学便について

- ・郡部に住む高校生の通学の足として、平日の朝と夕方に毎日運行。
- ・運行ルートは、現在の町営バス路線を土台とし、所要時間の範囲内で設定。
- ・武佐線、俣落線は運行後、前述の市内線（東線・西線）として継続運行。
- ・養老牛線は運行後、通常便として予約に応じたデマンド運行。

※車両台数の制約及び、市内線、通常便との接続があるため、ドア to ドアではなくルート運行。

※小・中学生はスクールバスが運行しているため、利用対象外と想定。

○通常便（お買い物便）について

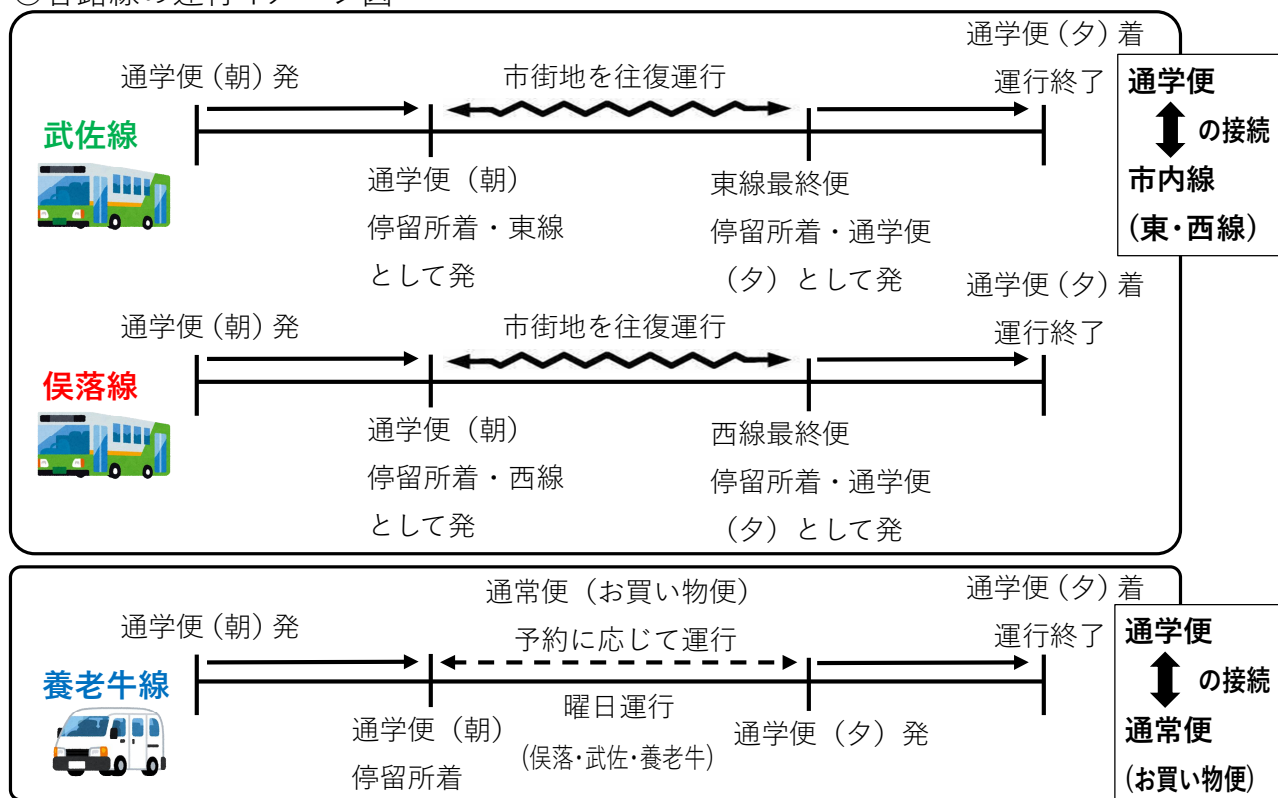
- ・養老牛線車両（ワンボックスタイプ（10 人乗り）にて運行。
- ・予約制の運行とし、予約が無ければ運行しない。
- ・1 台体制での運行となるため、曜日に応じて区域を分けて運行。
(例 俣落区域：月・木曜、武佐区域：火・金曜、養老牛区域：水曜)
- ・予約については電話受付とし、予約期間等は検討中。

(例 予約受付時間：平日 9 時～16 時 等

予約可能期間：乗車希望日の 1 週間前～2 日前 等)

※市内線（南・東・西線）と同様に、土日祝日・年末年始を除いた平日の運行。

○各路線の運行イメージ図



3 中標津市内線（東線・西線）の運賃設定について

（１）運賃設定の考え方

- ・議題「報告第３号 運賃協議部会の協議内容」において、阿寒バス（株）にて運行する「南線」の運賃改定について、部会にて議決し証明書を発行済。
- ・同様に市街地を運行する「東線・西線」の運賃について、町営バスによる運行となりますが、南線と運賃体系が異なることは利用者である住民の理解が得られないことが想定されるため、同様の運賃とすることを検討しています。

（２）東線・西線の運賃設定（案）

ア．運賃（定額制）

種類	運賃
大人 (中学生以上)	<u>200 円</u>
小人 (6 歳以上小学生以下)	<u>100 円</u>

イ．割引運賃

- ① 障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳提示者
大人・小人運賃の半額
- ② 6 歳未満
無料（但し、1 歳以上 6 歳未満の小児については、旅客 1 人につき 1 人まで）

ウ．乗継運賃

乗車証明書（仮称）を乗継利用者へ交付し、運転手へ提示し半額割引
乗継運賃一覧

種 類	通常運賃	乗継運賃
大人（中学生以上）	200 円	100 円
大人（中学生以上）割引運賃①対象者	100 円	50 円
小人（6 歳以上小学生以下）	100 円	50 円
小人（6 歳以上小学生以下）割引運賃①対象者	50 円	30 円

※阿寒バス（株）にて運行する「南線」と同様の運賃体系。

4 町営バス路線（郊外路線デマンド便）の運賃設定について

（１）運賃設定の考え方

- ・現在の町営バス運賃は、停留所の区間距離に応じて 160 円～410 円の設定。
- ・運行形態がデマンド運行へ転換することから、運行に係る収支や 1 人当たり経費を踏まえながら、分かりやすい料金体系の検討が必要と考えています。

○令和 6 年度町営バス運行に係る利用者 1 人当たり経費

- ・運行経費：19,666,498 円
 - ・利用者数：6,287 人
- ⇒ 1 人当たり経費：3,128.1 円 ≒ 3,130 円

※算出した 1 人当たり経費から、収支を 0 とするためには、

現行運賃（距離制）

160 円	⇒	2,970 円	の値上げが必要 ⇒ <u>現実的ではない</u>
～	⇒	～	
410 円	⇒	2,720 円	

○中標津市内線の 1 人当たり経費及び運賃を基に利用者負担率を算出し、同様の負担率を乗じた運賃設定を検討。

（中標津市内線）

1 人当たり経費 532.6 円

運賃 200 円

○利用者負担率

$200 \div 532.6 = 0.375\cdots$

≒ 37%

（郊外路線デマンド便）

1 人当たり経費 3128.1 円

利用者負担率（37%）を乗じ、

$3,128.1 \times 0.37 = 1,157.39\cdots$

≒ 1,000 円

片道運賃として設定

（２）デマンド運行の運賃設定（案）

定額制運賃

種類	運賃
大人 (中学生以上)	<u>片道 1,000 円</u>
小人 (6 歳以上小学生以下)	<u>片道 500 円</u>

※割引運賃については、以下のとおりとすることを検討。

① 高校生（通学便利用）

大人運賃の半額

② 障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳提示者

大人・小人運賃の半額

③ 6 歳未満

無料（但し、1 歳以上 6 歳未満の小児については、旅客 1 人につき 1 人まで）

・その他、現在も実施している回数券購入割引等についても検討。

※市内線（南・東・西線）とは運行形態が異なるため、乗継運賃は設定しない。